緊急特別対策

寒い冬に あったか「灯油助成券」

市では、灯油価格の高騰が市民生活を直撃していることから、12月定例議会における緊急決議を尊重し、低所得者世帯に対し、一世帯当たり5、000円の「灯油助成券」を交付しています。対象となる世帯へは、昨年末、職員による訪問配布を行いましたが、次に該当する世帯で、まだ、助成券の交付を受けておられない方はお問い合わせください。

▼対　象

市内にお住まいで、市民税が非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯。

ただし、高齢者または障害者の方が社会福祉施設等に入所している場合を除きます。

①高齢者世帯　年齢70歳以上のみの高齢者世帯のうち75歳以上の高齢者の方がおられる世帯
問・申長寿介護課
☎(22)0210

②障害者世帯　身体障害者手帳1・2級、肢体不自由3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A判定の方がおられる世帯
問・申障害福祉課
☎(25)8516

③ひとり親世帯　児童扶養手当を受給しておられる世帯および父子家庭
問・申子ども家庭総務課
☎(25)8136

④生活保護世帯
問・申社会福祉課
☎(25)8120

▼助成額　一世帯あたり5、000円を限度に助成券を交付します。

▼有効期限　3月31日(月)

▼申請方法　市役所担当各課または各保健センター（朽木支所は住民課）へ印鑑をご持参のうえお越しください。

（社会福祉課）

祝

重要文化的景観選定 記念フォーラム開催

マキノ町海津・西浜・知内にわたる区域が、全国で5番目の重要文化的景観に選定されます。これを記念して、フォーラムを開催します。

街並みや景観は、ただ単に、偶然そこに存在したものではなく、自然が与えた天賦の資源をもとに、人々の暮らしと調和しながら創生され、移り変わってきた文化そのものといえます。

こうした高島の文化とも言える景観の意味を、皆さんと楽しくまじめに考えていきましょう。

▼申込方法　電話、FAX、メールで住所・氏名・電話番号をお知らせください。

※【選定記念報告】、【第1講】、【第2講】別々にお申し込みいただけます。

※昼食（千円・税込）を希望される方は申込時にお申し出ください。

問・申
政策調整課
☎(25)8114
FAX(25)8156
✉seisaku@city.takashima.shiga.jp
文化財課
☎(32)4467
FAX(32)3568

環の郷フォーラムⅡ日程【2月23日(土)】

【選定記念報告】10時～11時30分
「水辺の暮らしが語り続けるもの」
- 金田章裕さん　京都大学大学院教授
- 文化的景観保存活用調査にご協力いただいたみなさん

場　所　四季亭（マキノ町海津）
参加費　無料

【第1講】13時15分～14時45分
たかしま環の郷フォーラム
～景観が人をデザインする～
- 濱崎一志さん　滋賀県立大学教授
- 福山聖子さん　画家

場　所　正行院（マキノ町海津）
参加費　500円

【まち歩き吟行】14時45分～15時30分
場　所　海津～西浜（浜通り）
参加費　無料

【第2講】15時30分～17時
ギャラリートーク
～地元の方々との想ひ出トーク～
場　所　萬明寺（マキノ町西浜）
参加費　500円

【画と写真のギャラリー】
海津漁業協同組合倉庫（終日）

国保税のしくみが変わります

老人医療制度に替わる新しい高齢者の医療制度として、「後期高齢者医療制度」が平成20年4月に施行されることに伴い、国民健康保険（国保）税の課税のしくみが変わります。

国保の資格を喪失する人

国保の被保険者で「75歳以上の人」と「65歳以上で一定の障がいがある人」は、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、国保の資格を喪失します。

これらの方については、平成20年度から国保税の課税対象者とはなりませんが、後期高齢者医療制度の保険料負担の対象者となります。

国保税の賦課基準が変わります

国保税は、医療費などの財源として負担をいただく「医療給付費分」と年齢が40歳から64歳までの被保険者に負担をいただく「介護納付金分」を、各世帯単位に加入者の所得状況等により算定していましたが、平成20年度からは、これに加えて「後期高齢者支援金分」が合算されます。

後期高齢者支援金分とは、75歳以上の後期高齢者医療制度で必要となる医療費の財源の一部（医療費の患者負担分を除く約4割）を、74歳までの方が負担する金額です。

平成19年度 国保税
医療給付費分
介護納付金分

平成20年度 国保税
医療給付費分
後期高齢者支援金分
介護納付金分

税率を見直します

75歳以上の被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者に移行することで「後期高齢者支援金分」が新たに加わることから、平成20年度の国保税率は見直しをする必要があります。

項目	平成19年度 医療給付費分	平成19年度 介護納付金分
①所得割額	6.4%	1.22%
②資産割額	27%	6.8%
③均等割額	25,900円	8,300円
④平等割額	23,000円	4,800円

項目	平成20年度 医療給付費分	平成20年度 後期高齢者支援金分	平成20年度 介護納付金分
①所得割額			
②資産割額			
③均等割額			
④平等割額			

国保事業の健全で適正な運営を図るため、各項目の必要額を見積り、平成20年度の税率を設定します。

平成20年度の税率は、4月中旬の納税通知書（仮算定分）の送付時にあわせて、納税義務者の皆さんにお知らせします。

年税額の決定（本算定）は7月を予定

平成19年度までは年税額を8月に決定していましたが、今回の制度改正により平成20年度からは毎年7月に決定し、年税額や課税内容を7月中旬にお知らせする予定です。

特別徴収（国保税を年金から引き落とし）による納付方法

納税義務者が次（①から④）のいずれにも該当する場合は、国保税を年金からの引き落としにより納めていただきます。

納税義務者が
①年額18万円以上の年金を受給している
②世帯内の国保被保険者全員が、65歳以上75歳未満である
③国保の被保険者である（擬制世帯主を除く）
④介護保険料と国保税額の合計額が年金受給額の2分の1以下である

10月に受給される年金から特別徴収を始める予定です。

対象となる方には、納税通知書等により、特別徴収開始時期と徴収額をお知らせします。

み 印が付いた記事は、市のホームページ「高島みてねっと!」で、動画がご覧いただけます。